

新しいまちづくりに向けて

市町合併後の初年度である今年度を「計画元年」と位置づけ、さまざまな審議を行っています。今月号では、その中から主なものの進ちょく状況をお知らせします。

| 審議会等の名称 | 設置目的 | 進ちょく状況 | 今後の予定 |
|----------------------|---|--|--|
| 総合政策審議会 | 高梁市が行う総合的な政策について審議を行うために設置。市長の諮問に応じ、総合計画の策定や進行管理、その他市長が特に必要と認める事項について審議し答申する。 (委員構成) 委員数27人。市議会議員、学識経験者、各種団体代表、公募による市民など | ○第1回会議（8月8日） ・審議会の運営、役員の選出について決定 ・総合計画の策定について意見を聴く ○総合計画の原案を作成するため、助役以下部長級職員で構成する「高梁市総合計画策定会議」を設置し、総合計画の基本構想及び基本計画の原案について協議し作成中 | 12月から1月にかけて審議会を開催し、基本構想及び基本計画について審議し、1月中には答申予定。 ■問い合わせ 企画課企画係 (TEL)0209 |
| 行財政改革審議会 | 行政の役割を再検討するとともに、サービスを向上させ、新たな行政課題に迅速に対応できる簡素で効率的な行政運営を図ることを目的に、行財政運営全般の改善、改革に関し意見を求めるために設置。市長の諮問に応じ、行財政運営全般の改善、改革に関し審議し答申する。 (委員構成) 委員数15人。市議会議員、学識経験者、各種団体代表、公募による市民などで構成する予定。 | ○審議会は10月末現在、未設置。 ○行財政改革大綱の原案を作成するため、助役以下部長級職員で構成する「高梁市行財政改革大綱策定会議」を設置し、行財政改革大綱を策定するための基本的な考え方を協議中 | 審議会を、11月中に設置して、大綱(案)を諮問し、1月中には中間答申予定。 ■問い合わせ 企画課企画係 (TEL)0209 |
| 男女共同参画審議会 | 男女共同参画の推進に資するため、「高梁市男女共同参画推進条例」の規定に基づき設置。市長の諮問に応じ、男女共同参画基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議し答申する。 (委員構成) 委員数15人。市議会議員、学識経験者、各種団体代表、公募による市民などで構成。男女構成は、男性7人、女性8人。 | ○第1回会議（8月18日） 基本計画策定方針、策定スケジュール、策定体制等について協議。 ○部課長級職員で構成する「高梁市男女共同参画推進委員会」及びその下部組織である「専門部会」において、基本計画案を検討・作成中 | ○年度内に基本計画案を作成し、来年3月審議会に諮問予定。 ○18年度に、基本計画案を審議し、8月に答申予定。 ■問い合わせ 企画課企画係 (TEL)0209 |
| 新高梁中央図書館建設に係る委員会 | 新高梁中央図書館建設にあたり、図書館の電子化など社会変化に対応し、豊かな図書館サービスを提供できるようにするため。 | ○9月29日 市内部組織として、 ・「高梁中央図書館整備研究推進委員会」を充足。 委員長：教育次長 副委員長：総務部長ほか12人で組織 ・建設計画の進め方、工程等協議中 | 11月中に「高梁中央図書館建設計画策定委員会」を設立予定で準備中 ■問い合わせ 高梁中央図書館 (TEL)2912 |
| 高梁市国民健康保険成羽病院改築検討委員会 | 高梁市国民健康保険成羽病院の改築に係る検討事項について調査審議し、意見を求めるために設置 (委員構成) 委員数24人。市議会議員、各種団体代表など。 | ○第1回会議（8月29日） ・委員長・副委員長互選 ・病院の概要及び経過等の説明 ・今後の予定 ○第2回会議（10月3日） ・改築内容（基本構想・基本設計・経営計画等）の検討 ○第3回会議（10月11日） ・質疑・意見 意見書の起草を正副委員長等に一任 | 4回目会議（11月15日）で意見書の内容を検討し、市長に意見書が提出される予定 ■問い合わせ 成羽病院 (TEL)3111 |
| 介護保険事業計画推進委員会 | 本市における介護保険事業及び老人保健福祉事業を円滑に推進するために設置。 [具体的事項] ①介護保険事業等の具体的方策の調査研究 ②介護保険事業等の進捗状況の把握 ③介護保険事業等の計画、推進に関する意見・提言 (委員構成) 委員数19人（うち公募委員1人、男女構成：男10人・女9人）。 | ○第1回会議（10月20日） ・第2期計画の進捗状況について ・第3期計画における基本理念、進め方等についての検討 ・地域介護・福祉空間整備計画について | ○老人保健福祉計画・第3期介護保健事業計画 ・11月下旬に計画素案協議 ・2月中旬に計画案を最終協議 ■問い合わせ 高齢福祉課介護保険係 (TEL)0299 |



ご確認ください ごみの分別

ごみの分別にはご協力いた
だいていますが、最近「燃や
せないごみ」にペットボトル、
カン類、ビン類、その他プラ
スチックなどが多数混入して
おり、分別が乱れています。
家庭から出るごみについ
て、次のことをご確認ください
い。

▼ペットボトル、その他プラ
スチック…水洗いなどで汚れ
を落とし、「資源ごみ」とし
て出してください。ただし、
汚れが落ちないものについて
は「燃やせるごみ」に出し、
「燃やせないごみ」に出さない

でください。

▼カン類…水洗いをし、スプ
レー缶、ガス缶は必ず穴を開
け、「資源ごみ」として出し
てください。

▼ビン類…水洗いをし、「資源
ごみ」として出してください。
ただし、汚れが落ちないビ
ン、割れたビンについては「燃
やせないごみ」に出してくだ
さい。

▼テレビ、冷蔵庫（冷凍庫）、
洗濯機、エアコン…家電リサ
イクル法に基づきリサイクル
が義務付けられています。細
かく解体されたものでも、ご
みとして収集することはでき
ません。家電小売店に引き取
ってもらってください。

ごみの正しい分別で、きれ
いな環境を守りましょう。

■問い合わせ 環境衛生課衛
生係 (TEL) 0259



来年4月から簡易水道の 給水料金が統一されます

市の簡易水道は市町合併に
より、現在、市全体で22施設
となっております。その経営の
健全化と平等な公共サービ
ス、使用者負担の公平化を進
めていくために、給水料金を
統一します。

簡易水道の給水料金は、合
併前の市町ごとで異なってい
ましたが、合併協議の中で旧
高梁市の給水料金が統一する
ことが決められています。1
年半の経過措置を経て、平成
18年4月請求分から全簡易水
道に下表の新しい給水料金を
適用します。

水道事業については、未普
及地の解消や老朽化した施設
の改修と改良に努めていま
す。今後とも清浄で豊富な水
の供給により、公衆衛生の向
上と生活環境の改善を図って
いきますので、皆さんのご理
解とご協力をお願いします。

なお、旧高梁市の市街地と
その周辺地域を給水区域とす

<新しい簡易水道の給水料金>

| 量水器の口径 | 基本水量 | 基本料金 | 従量料金 |
|----------|------------|---------|----------------------------------|
| 13ミリメートル | 10立方メートルまで | 2,000円 | 10立方メートルを超える水量 1立方メートルにつき200円 |
| 20ミリメートル | 10立方メートルまで | 2,300円 | |
| 25ミリメートル | - | 2,700円 | 1立方メートルにつき200円 |
| 30ミリメートル | - | 3,600円 | |
| 40ミリメートル | - | 4,500円 | |
| 50ミリメートル | - | 6,500円 | |
| 75ミリメートル | - | 10,000円 | |

※給水料金の額は、1カ月ごとに算出した基本料金と従量料金を合算した額で、消費税込みの料金です。

る上水道の給水料金は、現行
料金のまま据え置きとなりま
す。

■問い合わせ 水道課管理係
(TEL) 0242、または各地
域局地域整備課